

幸田町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の責務と活動原則（第2条～第4条）

第3章 議員の責務と活動原則（第5条～第7条）

第4章 町民と議会との関係（第8条・第9条）

第5章 町長等と議会との関係（第10条～第13条）

第6章 議会の機能強化（第14条）

第7章 議員の政治倫理（第15条）

第8章 災害の対応（第16条）

第9章 最高規範と見直し手続（第17条・第18条）

附則

幸田町議会は、町民が安心して豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、議会が担う行政を監視する機能や町民の意思を決定する機能を十分に発揮するとともに、議会改革及び政策立案機能の充実に積極的に取り組むものである。

幸田町議会は、公正性と倫理性を確保し、透明性を高めることにより、町民に開かれた議会と町民参加を推進する議会を目指し、継続的な改革を進めていく。

幸田町議会は、二代表制の下、町長その他の執行機関との緊張関係を保ちながら、議員の責務や活動原則を定め、町民との関係や町長その他の執行機関との関係を明確にするとともに、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、幸田町議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会と議員の責務や活動原則などを定めることにより、地方自治の本旨に基づき、議会が町民の信託に的確に応え、町民福祉の増進と幸田町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会の責務と活動原則

（議会の責務）

第2条 議会は、町民の信託に基づく町民の代表機関としての役割を認識し、町の重要な政策決定を行うとともに、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行わなければならない。

（議会の活動原則）

第3条 議会は、議案に関する論点を明らかにし、町民に分かりやすい開かれた活動をするものとする。

2 議会は、町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映するための活動に努めるものとする。

（議会の運営の原則）

第4条 議会は、言論の府であることや合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自

由な討議を積極的に推進するものとする。

- 2 議会は、議案の審議又は政策の立案及び提言をするに当たっては、財政の健全化に留意しなければならない。
- 3 議会は、機能の強化と円滑で効率的な議会運営のため、絶えずその改革に努めるものとする。

第3章 議員の責務と活動原則

(議員の責務)

第5条 議員は、町民の信託を受けた町民の代表であることを自覚し、町民の意向を的確に把握するとともに、議会の構成員としての役割及び責任を誠実に果たさなければならない。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、常に自己研さんに励み、調査や研究活動を通じ、議員の資質の向上に努めるものとする。

- 2 議員は、その活動について、町民に対し積極的に説明責任を果たすものとする。
- 3 議員は、議員間での自由な討議を積極的に行うものとする。
- 4 議員は、議会の構成員として、一部の団体や地域の課題の解決にとどまらず、町民福祉の増進を目指して活動するものとする。

(会派)

第7条 議員は、政策を中心とした理念を共有する議員で会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策の立案及び提言などに関して、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第4章 町民と議会との関係

(議会の説明責任)

第8条 議会は、町民に対し議会の情報を積極的に伝え、説明責任を果たすものとする。

(町民の議会への参画)

第9条 議会は、町民や各種団体（以下「町民等」という。）の多様な意見を把握し、町政に反映させるため、町民等との意見交換の場を設けるよう努めるものとする。

第5章 町長等と議会との関係

(町長等との関係の基本原則)

第10条 議会は、町長等と常に緊張感ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、町政の発展に取り組むものとする。

(町長等による政策等の形成過程の説明)

第11条 議会は、町長等が提案する政策、計画、施策又は事業（以下「政策等」という。）について、議会における論点を明確にし、議会審議の水準を高めるため、町長等に対して次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景と提案に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較
- (3) 町の総合計画との整合性
- (4) 関係する法令、条例等

- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算
- (7) 町民参加の有無とその内容

(町長等への質問)

第12条 議員は、一般質問、議案質疑及び委員会における質疑については、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答方式で行うものとする。

(確認の機会の付与)

第13条 町長等は、議員の一般質問に対して、議長の許可を得て、質問の論点及び争点を明確にするため、質問の趣旨を確認することができる。

第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第14条 議会は、意思の決定機関として機能強化を図るため、必要と認められるものを議決事項として追加することができる。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、町民の信託に応えるため、町民全体の奉仕者及び代表者として政治倫理の確立及び向上に努め、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

第8章 災害の対応

(災害時の機能維持)

第16条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

第9章 最高規範と見直し手続

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例等を制定し、改正し、又は廃止する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

(見直し手続)

第18条 議会は、毎年度この条例の目的が達成されているかどうかを、検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、見直しが必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。